

1. 障害程度等級表

級別	聴覚機能障害	平衡機能障害	音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障害
1級			
2級	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの (両耳全ろう)		
3級	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの (耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能・言語機能又はそしゃく機能の喪失
4級	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの (耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能・言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
5級		平衡機能の著しい障害	
6級	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの (40センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの) 2 1側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		

2. 障害程度等級表解説

1. 聴覚又は平衡機能の障害

(1) 聴覚障害

- 1) 聴力測定には純音による方法と言語による方法とがあるが、聴力障害を表すにはオーディオメータによる方法を主体とする。
- 2) 聴力測定は、補聴器を装着しない状態で行う。
- 3) 検査は防音室で行うことを原則とする。
- 4) 純音オーディオメータ検査
 - ① 純音オーディオメータはJIS規格を用いる。
 - ② 聴力レベルは会話音域の平均聴力レベルとし、周波数500、1,000、2,000ヘルツの純音に対する聴力レベル(dB値)をそれぞれa、b、cとした場合、次の算式により算定した数値とする。

$$a + 2b + c$$

4

周波数500、1,000、2,000ヘルツの純音のうち、いずれか1又は2が検査不能の場合(100dBの音も聴取できない場合)は、当該部分のdBを105dBとし、上記算式に計上し、聴力レベルを算定する。

なお、前述の検査方法にて短期間中に数回聴力測定を行った場合は、最小の聴力レベル（dB値）をもって被検査者の聴力レベルとする。

5) 言語による検査

- ① 語音明瞭度の検査語は、次に定める語集による。検査に当たっては、通常の会話音の強さやマイク又は録音機により発声し、その音量を適度に調節し、被検査者に最も適した状態で行う。

検査語はその配列を適宜変更しながら2秒から3秒に1語の割合で発声し、それを被検者に書きとらせ、その結果、正答した語数を検査語の総数で除して、求められた値を普通話声の最良の語音明瞭度とする。

- ② 聴取距離測定の検査語は良聴単語を用いる。大声又は話声にて発声し、遠方より次第に接近し、正しく聴こえた距離をその被検査者の聴取距離とする。
- ③ 両検査とも詐病には十分注意すべきである。

語音明瞭度検査語集

イ	シ	タ	オ	ノ	マ	ナ	カ	ト	テ
ニ	ク	コ	ワ	デ	ガ	ス	キ	サ	ウ
ラ	モ	ル	ア	ツ	リ	ダ	ヨ	チ	ハ
ミ	レ	エ	ソ	ヤ	ネ	ド	ケ	セ	ロ
バ	ジ	メ	ヒ	フ	ム	ゴ	ホ	ユ	ズ

(2) 平衡機能障害

- 1) 「平衡機能の極めて著しい障害」とは、四肢体幹に器質的異常がなく、他覚的に平衡機能障害を認め、閉眼にて起立不能、又は開眼で直線を歩行中10m以内に転倒若しくは著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ないものをいう。
- 2) 「平衡機能の著しい障害」とは、閉眼で直線を歩行中10m以内に転倒又は著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ないものをいう。

具体的な例は次のとおりである。

- a 抹消迷路性平衡失調
- b 後迷路性及び小脳性平衡失調
- c

外傷又は薬物による平衡失調

- d 中枢性平衡失調

2. 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害

- (1) 「音声機能又は言語機能の喪失」（3級）とは、音声を全く発することができないか、発声しても言語機能を喪失した[意思の疎通のできないもの]をいう。なお、この「喪失」には、先天性のものも含まれる。

具体的な例は次のとおりである。

- 1) 音声機能喪失 無喉頭、喉頭部外傷による喪失、発声筋麻痺による音声機能喪失
- 2) 言語機能喪失 ろうあ、聴あ、失語症[運動障害性（麻痺性）構音障害、脳性麻痺構音障害も含まれる]

- (2) 「音声機能又は言語機能の著しい障害」（4級）とは、音声又は言語機能の障害のため、音声、言語のみを用いて意思を疎通することが困難なものをいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 1) 音声機能の著しい障害 喉頭の障害又は形態異常によるもの

2) 言語機能の著しい障害

イ 構音器官の障害又は形態異常によるもの（構音器官の障害には唇顎口蓋裂の後遺症による口蓋裂構音障害、末梢神経及び筋疾患に起因する舌、軟口蓋等の運動障害による構音障害、舌切除等による構音器官の欠損によるものなどを含む。）
ロ 中枢性疾患によるもの（失語症、運動障害性（麻痺性）構音障害、脳性麻痺構音障害など）

(3) 「そしゃく機能の喪失（注1）」（3級）とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 1) 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 2) 延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む）及び末梢神経障害によるもの
- 3) 外傷・腫瘍切除等による顎（顎関節を含む）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

(4) 「そしゃく機能の著しい障害（注2）」（4級）とは、著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- a 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- b 延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む）及び末梢神経障害によるもの
- c 外傷・腫瘍切除等による顎（顎関節を含む）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの
- d 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

（注1）「そしゃく機能の喪失」と判断する状態について

そしゃく・嚥下機能の低下に起因して、経口的に食物等を摂取することができないため、経管栄養（口腔、鼻腔、胃瘻より胃内に管（チューブ）を挿入して流動食を注入して栄養を補給する方法）以外に方法がない状態をいう。

（注2）「そしゃく機能の著しい障害」と判断する状態について

「そしゃく、嚥下機能の低下に起因して、経口摂取のみでは十分な栄養摂取ができないために、経管栄養（口腔・鼻腔・胃瘻より胃内に管（チューブ）を挿入して流動食を注入して栄養を補給する方法）の併用が必要あるいは摂取できる食物の内容、摂取方法に著しい制限がある（注3）状態」又は「口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による著しい咬合異常があるため、歯科矯正治療等を必要とする状態」をいう。

（注3）「摂取できる食物の内容、摂取方法に著しい制限がある」と判断する状態について

開口不能のため流動食以外は摂取できない状態又は誤嚥の危険が大きい状態、摂取が半固形物（ゼラチン・寒天・増粘剤添加物等）等、極度に限られる状態をいう。

3. そしゃく機能障害に関する歯科医師の意見について

口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能障害のある者が身体障害者福祉法第15条に基づき、身体障害者手帳の交付を申請するに際し、医師が「身体障害者診断書・意見書」を作成するときは、あらかじめ都道府県知事等の定める歯科医師の「歯科医師による診断書・意見書」（様式別紙）の提出を求めるものとする。

(参考)

身体障害者手帳申請手続き

